

# 歯科口腔保健の推進に関する法律の基本的事項へのご意見について

団体・学会名 一般社団法人日本口腔衛生学会

## 1. 10年後を見据えた目指す姿について

- ・口腔の健康維持のためのテーラーメイド歯科医療および予防歯科が実践できる社会を目指すべき。
- ・健康情報を自己判断し、自己評価できるよう支援する社会を目指すべき。
- ・口腔の健康のためのライフスタイルや日常健康行動を自己で評価し、それに基づいて目標を立て、努力できる個人を育てる社会を目指すべき。
- ・口腔の健康が、社会の活発化に寄与し、個人の生きがいを与え、社会自体が健康になることを目指すべき。
  
- ・全身と口腔の健康を達成できる包括的アプローチを推進する社会を目指すべき。
- ・現状の健康保険制度を、疾病保険から健康保持・健康対象保険に転換することにより、健康と保険の両面から、総合的に国民の健康を獲得する社会を目指すべき。
- ・Evidence-Based Dentistry, Ⅱ, Lifestyle Oriented Dentistry および Community Oriented Dentistry をより強調する歯科医療が成立した社会を目指すべき。
- ・むし歯ゼロ、歯周疾患ゼロ社会を目指す。
  
- ・歯科疾患を予防した実績を社会に向けて胸を張ってアピールできるような社会を目指すべき。
- ・国民は、歯・口の健康を守ることでできる生活習慣を身につけることを目指す。そのための質の高い健康情報の提供と環境の整備および保健指導の提供体制の充実を図る。この生活習慣を身につけることにより、歯・口のみならず健康な身体を保つことができるため、疾病対策ではない体制整備を目指す。
  
- ・たばこ対策について歯科口腔保健の面からも強化を図る必要がある。
- ・口腔と全身との関係では、歯周病とNCDとの関係を重視するとともにこれら疾患に共通する危険因子への対策、特に、日本人の健康寿命の延伸を図るために効果的である (Ikeda N et al. PLoS Med, 2012)
  
- ・これから10年間における歯科医療従事者のこの法律の推進に向けた意気込みを示すべき。
- ・一生涯、自分の健康な歯で、おいしく食べることのできる社会を目指すべきである。
- ・すべての国民が生き活きと快適に生活できる、平等な社会を目指すべきである。

## 2. 目的について

- ・新たな社会に向けた口腔保健の存在の意味を国民にインパクトを与える事項、言葉、内容を発信する。
- ・生涯を通じた口腔保健に対し、既存の口腔保健関連法の欠けている個所をこの法律により補うところを明示する。
- ・少子高齢化社会に歯科から貢献できることを目的とする。
- ・環境整備に力を注ぐことが望ましいと考える。 医科と歯科が医療でつながるだけでなく、保健分野でも教育委員会を始め健康管理をする機関（関係者）が連携できる体制整備を目指す。
  
- ・喫煙は歯周病、歯の喪失、咀嚼機能と関係することが明らかとなっており、受動喫煙と子どものう蝕、歯周病との関係も指摘されていることから、たばこ対策の面からも、口腔疾患の予防とその重症化の予防を図る。
- ・治療から予防中心の歯科口腔保健の推進強化を目的とする。
- ・老若男女、学歴、社会経済状況等にかかわらず、すべての国民が、生涯にわたって歯科、口腔の健康を維持、増進するための環境を整備することが目的である。

### 3. 基本的な方向について

・骨子(案)の「第一 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針」の「5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」には公衆衛生施策が明記されていないが、これは口腔衛生学会の立場から見れば明らかな「欠陥商品」である。実際、歯科保健に関して公衆衛生施策の推進で成果を挙げた事例はフッ化物利用など数多いので、この部分に「科学的根拠のある公衆衛生施策の推進」といった文言を明記すべきである。

・この公衆衛生施策の例示として最も有用な方策が「水道水フッ化物イオン化」であるので、常にこの方策を発信し続ける必要がある。

・「第一 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針」に「歯科保健と歯科医療が同じ方向を向くような方向付けが必要」といった主旨の文言を加える必要がある（健康日本21「歯の健康」が成果を挙げた理由の1つは、メッセージが歯科医療の部分まで波及した点が無視できないと思われるので、医療の部分の明記していただきたい）

・保健と医療、介護と医療の一体的提供の観点から、地域保健施策のなかで、歯科医療機関の機能を活用する必要がある。

・この推進を図るメッセージとして、新潟市歯科医師会が謳っている「公診連携」という言葉が訴求力を持つと思われるので、活用を検討していただきたい。

・骨子(案)の「第一 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針」に掲げられている内容は、狭い意味での歯科口腔保健に関する内容の列挙にとどまり、健全な口腔状態が全身的機能やQOLなどに及ぼす影響に関する記載が抜け落ちている。これからの歯科口腔保健は、WHOが提唱しているCommon Risk Approachとして、他分野の連携・協働が重要である。これについては、1990年代後半から発信し続けてきた、いわゆる「口腔と全身の関連」の学術情報が保健医療職に少しずつ浸透し、他分野の関係者が歯科関係者との協力を求める状況が常態化しつつある。したがって、この「第一～基本的な方針」では、「他分野との連携・協働」といった項を新たに設け、運動・循環器疾患・介護など口腔との関連が高いことが学術的に裏付けられている分野において、歯科口腔保健との連携・協働が必要であることを記す必要がある。

・人材育成の面から、学校教育のカリキュラムの中に、はっきりとした位置づけを整える。これからのネット社会を考慮すると、正しい情報発信ができる環境整備を整える必要がある。現在、やっと8020を目指すスタートラインに立ったと考えることが望ましい。

・歯科診療所での受動喫煙防止対策を推進する。未成年者の喫煙をなくす

・やめたい人が禁煙できるようにする観点から禁煙支援の推進の強化を図る。

・定期検診、予防措置の実行に向けて、財源確保したうえで事業（フッ化物塗布、シーラント、フッ化物洗口、定期検診への保険上インセンティブ、障害者・要介護者の検診など）を実施すべき。

・口腔の健康の維持・増進を図るために、個人および集団の歯科口腔疾患リスクを考慮した予防、保健、医療が実践できる社会を目指すべきである

・ライフステージごとの歯科口腔保健を推進するためには、個人が行うセルフケア、歯科専門職が行うプロフェッショナルケア、ならびに地域全体の住民に働きかけるパブリックケア（コミュニティケア）を組み合わせるべきである。とくに、すべてのライフステージに恩恵のあるパブリックケアの手段には、水道水フッ化物イオン化（水道水フッ化物濃度調整プログラム）を導入することが健康社会の確立に寄与することは明白であり、本方法を推進すべきである。

#### 4. 目標について

##### 1) 保健指導の充実および保健行動の改善について

- ・疾患のり患状況の目標も重要であるが、保健行動に対する目標を重視して記載すべきである。
- ・国民が自主的に予防に取り組む、健康情報の提供、歯の喪失防止、生活習慣病の予防の観点から、特に成人期の保健指導を重視し、その提供体制とそれを受ける国民の割合を目標に設定する。
- ・日本歯科医師会が提唱している成人歯科健診プログラムでは、受診者の口腔内状況、保健行動、環境等をアセスメントし、地域と個人の特性に合わせた保健指導を提供することを重視している。このような行動変容のための効果的なアセスメントの提供体制を目標に加える。
- ・8020を目指すための指標として“歯の健康づくり得点”を導入し、“16点以上の人の割合を60%とする”目標を追加してほしい。（愛知県の健康増進計画にも採用されている実績がある）。この“歯の健康づくり得点”は、愛知学院大学中垣教授が開発したツールであるが、これは、自己チェックができる人を増加させることができる。加えて、このツールを活用することにより、歯科健診の受診率も向上させることも期待できる。生活習慣の改善も併せてできるため、様々な事業での活用ができる。さらに、個人の自己チェックのみならず、集団の弱点改善のポイントも把握できるため、広報を用いた啓発ツールにもなる。

##### 2) 喫煙対策について

- ・2022年までに歯科診療所で受動喫煙の機会を有する者の割合を0%にする
- ・2022年までに未成年者の喫煙をなくす ・2022年までに成人喫煙率を12.2%にする

##### 3) フッ化物応用について

- ・すべてのライフステージにわたる目標に、科学的根拠に基づいた方策である水道水フッリデーシヨンの推進を掲げるべきである。水道水フッリデーシヨンは安全かつ安価に、給水地域のすべての人々に対して平等かつ公平にフッ化物を利用できる最善の公衆衛生手段である。
- ・幼児期（4、5歳児）と学齢期に、施設での集団フッ化物洗口を明記すべきである。
- ・ライフステージ別として、乳幼児期、学齢期に加え、成人期、高齢期ならびに障害者・要介護高齢者の目標、計画の項目に、根面齲蝕の予防のために「フッ化物の応用」を追加すべきである。
- ・社会環境の整備における目標を達成するために、目標、計画の項目に、水道水フッリデーシヨン実施体制の整備、水道水フッリデーシヨンガイドラインの策定の検討を追加すべきである。
- ・フッ化物の応用はすべてのライフステージに記載する

##### 4) 産業保健について

- ・約6,000万人の働く人びとに対し労働局、及び監督署や職場の安全衛生担当と連携して口腔保健と労災の関連を調査し、口腔保健の推進を労災防止に役立てる。
- ・労働安全衛生法66条3項の対象（主に酸を取り扱う作業）に効果的な安全衛生教育や情報を提供して労災防止に役立てる。

##### 5) その他

- ・歯科医師、歯科衛生士の歯科口腔保健に対するレベルアップについて記載すべき。
- ・個人の口腔保健に係わるHome Care項目だけでなく、Professional CareやPublic Careに係わる目標も設定すべき。具体的には、ライフスタイル目標、保健行動目標、コミュニティー目標を設定すべし。さらに、主体の責務を明らかにするために主体別、すなわち個人、歯科医師、自治体、国別の目標を設定すべし。
- ・口腔保健支援センターの設置目標も設定すべき。
- ・個人および地域の齲蝕、歯周疾患およびNCDとを包括したMatrix指標を設定すべき。
- ・ライフスタイル、保健行動を評価できる目標を設定すべき。
- ・地域口腔保健格差を指標化すべき。
- ・定期健診を実施し、口腔保健管理が継続して行える歯科診療所数の目標値を設定すべき。
- ・無歯科医村の解消を目指した指標を設ける。

## 5. 自治体の計画策定や調査・連携等

- ・自治体に勤務する歯科専門職（歯科医師、歯科衛生士）は少数であるが、歯科保健は全ライフステージにわたるため、自身が所属する部課の所掌業務を超えた動きが必要であることから、職場上司がこれを是と判断する根拠となるようなメッセージが必要。
- ・自治体が目標を持って事業運営をするのは当然であると思われるが、この法律を基に、自治体の計画策定を義務化することは、健康増進計画との整合性を鑑みても、健やか親子等、他の類似事例を鑑みても、あまり良い方策ではないと考える。
- ・歯科口腔保健の面でのたばこ対策に関する普及・啓発の自治体の取組には地域格差が大きいことがわかっているため、正しい情報の均てん化が必要であるとともに、自治体の他職種における取組との連携が必要である。
- ・自治体の計画策定は、理念的なものでなく、具体的な事業や取組についての記載をすべき。
- ・国の役割:前項の水道水フロリデーシヨンの推進にあたり、関連学会・団体と連携して世界的な情報の整理ならびに関連する研究の推進を主導し、国民に十分な情報提供を行う。
- ・国は水道水フロリデーシヨンガイドラインを策定し、立法化に努めるべきである。  
(事例:フッ化物洗口については、2003年に厚生労働省は都道府県知事宛にフッ化物洗口ガイドラインを通知した。)
- ・地方自治体は国からの情報提供、あるいは自主的に収集した情報を基に、住民に対して水道水フロリデーシヨンの正しい情報の発信を行うべきである。
- ・地方厚生局での歯科保健医療の試行を行うべし。
- ・国のアメリカ CDC (Center of disease control) の構築をすべし。
- ・自治体単位でのデータベース作成を行うべし。
- ・健康づくりを医科、歯科共同して行えるシステムづくりを行うべし。
- ・大学、学会との学術的連携を図るべし。

## 6. その他

・実際に歯科保健推進を担っている組織から成る中核的な歯科保健推進組織をつくる必要がある中で、その旨の文言を「基本事項(案)」の「第五 その他国民の歯科口腔保健の推進に関する重要事項」の中に入れていただきたい。

(理由①：日本の歯科保健は国主導というより、民間・地方が主導してきた経緯があること、②：厚労省歯科保健課は行政の機構からみて全国の推進役を担うには限界があること、③地方自治体には先駆的な事例が多々あること)。

・この推進組織では、幾つかの分科会が必要であるが、具体的にはフッ化物利用のように、歯科保健関係者が最終的な拠り所になるものを優先していただきたい。

・口腔衛生学会は、歯科口腔保健の推進において、各種エビデンスの整理、疫学調査の実施など、国の歯科口腔保健推進に関与できる役割を担っていく用意があるので、今回の法制化を機に、本学会との連携を重視し、歯科口腔保健の推進において本が担うべき役割を具体的な文言として示すとともに、提言する機会を与えていただきたい。

・国の歯科口腔保健の推進状況をモニタする主要統計として歯科疾患実態調査があり、近年の参加者数減少等から、その価値について様々な意見が出ているところであるが、原則的には国民健康・栄養調査が実施されている限り、歯科疾患実態調査は継続を堅持する、という方針で臨んでいただきたい。しかしながら、国の歯科口腔保健の推進状況を把握するには歯科疾患実態調査や国民健康・栄養調査などの政府統計だけでは限界があるので、既に活用されている母子保健・学校保健統計について更に有効利用を図ったり、歯科医院における調査を有効活用するなどの対応が必要である。また、このような面で口腔衛生学会はお役に立てる。

・WHOも示すように、川下の対策に力を注ぐのではなく、川上の対策に重きを置いていただきたい。健康を守るにはどうすればいいのかを教育するプログラムが望ましく、疾病対策を細かくプログラムすることは8020を目指すことにはならないと思われる。愛知県では、健康を守るためにはどうするとよいかを考えた体制整備を20年余行った結果、全国一、子どもたちの歯の健康は良い状態となり、8020達成者も3割を越えている。もちろん、口腔機能向上、在宅の分野に力を注ぐことも大切であるが、この法律が目指す第一義の方向性は、健康を維持するためのものであると信じたい。

- ・口腔保健と労働災害発生の関係
- ・口腔保健とメンタルヘルスの関連
- ・口腔保健とT H Pの関連
- ・新しい職業病としての口腔疾患の発見など、労働衛生の項目を忘れずに推進して下さい
- ・口腔保健と歯科医療との関係を常に視野に入れておくべき。